

電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号）第 56 条で定める
健康診断項目

	検査項目
1	被ばく歴の有無 被ばく歴を有する者に対しては、 作業の場所、 内容及び期間、 放射線障害の有無、 自覚症状の有無、 その他放射線による被ばくに関する事項
2	白血球数の検査、 白血球百分率の検査
3	赤血球数の検査、 血色素量 又は ヘマトクリット値の検査
4	白内障に関する眼の検査
5	皮膚の検査